平成２５年（フ）第１１３号
島根県仁多郡奥出雲町亀嵩1546番地
債務者　松島　一惠
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１９号
松江市西津田１丁目10番22―102号　マンション松原
債務者　小泉　敦弘
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５５号
函館市富岡町２丁目32番11号　ピアパレス富岡７号室
債務者　小武　昌夫
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２６８号
北海道苫小牧市桜木町１丁目22番６号クレストパレス203（住民票上の住所）
債務者　塚田真樹子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２７６号
函館市日乃出町３番14号
債務者　三浦　直人
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２８９号
函館市花園町６番31号
債務者　久保田ひとみ
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３４３号
愛知県豊田市保見ケ丘６丁目１番地３　公団115―405号
債務者　原田　和征
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２２７号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地39―304
債務者　土屋　　栄
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３１７号
埼玉県越谷市大沢548番地17　豊荘102
債務者　飯島　　隆
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３３９号
埼玉県吉川市高富２丁目９番地１　ブライトシャイン201号
債務者　椿　　和子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３７６号
埼玉県越谷市大字袋山686番地２　関口荘201、住民票上の住所埼玉県越谷市千間台西２丁目19番地13　エスペランサ・ビエント301号
債務者　黒須　祥子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第６２０号
千葉市若葉区西都賀３丁目26番５号　木内ハイツ２―Ｃ号
債務者　武田　幸雄
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７５２号
千葉市中央区都町1113番地４　エクセレント千葉都町301号
債務者　内田　喜一
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７５３号
千葉市中央区都町1113番地４　エクセレント千葉都町301号
債務者　内田　静江
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７６９号
千葉市中央区道場南２丁目８番10号　カーサ・ドマーニ201号
債務者　竹山　雅男
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７７４号
千葉県市川市若宮３丁目23番16号、申立時の住所千葉県市川市広尾１丁目６番６―502号江戸川リバーサイドマンション
債務者　戸田　安子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１３６号
新潟県長岡市摂田屋町2812番地40
債務者　石田　千鶴
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係